

新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養・自宅待機中に受けた医療費の公費負担について

1 概要

概要

新型コロナウイルス感染症の患者が、宿泊療養中又は自宅待機中に、医療機関等を受診（電話等を用いた診療，往診，訪問診療等による受診を含む。）した場合、当該感染症の医療に要する費用のうち健康保険適用分を除いた費用（自己負担額）については、県が公費で負担します。

対象者

保健所の指示による宿泊療養者又は自宅待機者（濃厚接触者の自宅待機者は除く）

対象期間

令和4年4月1日（金曜日）から令和4年9月30日（金曜日）までのうち保健所が宿泊療養又は自宅待機を指示した期間（新型コロナウイルス感染症発生届前や宿泊療養・健康観察解除後は対象外となります。）

対象となる医療

- 宿泊療養または自宅待機の対象となった方が受けた医療であること。
- 宿泊療養または自宅待機期間中に受けた医療であること。
※ 保健所に新型コロナウイルス感染症発生届を提出（医師が新型コロナウイルス感染症と診断）した時点から公費負担の対象となりますので、発生届前や宿泊療養・健康観察解除後は対象外となります。
- 新型コロナウイルス感染症に係る医療（往診，訪問診療，電話等情報通信機器による診療，訪問看護，調剤等によるものを含む。）であること。
※ 新型コロナウイルス感染症に関するものではない医療や新型コロナウイルス感染症に感染していなかったとしても実施されたであろう医療は対象外となります。

公費の対象	公費の対象外
陽性が確定した以降に実施した，解熱剤などの新型コロナウイルス感染症に関連する治療（例：処方（箋）料，調剤料及び薬剤費，（調剤薬局を含む）等）	検査により陽性が確定する前に実施した初診料・再診料・院内トリアージ料等

2 申請手続き

申請期限

令和4年9月30日(金曜日)

申請方法について



原則として、医療機関等から審査支払機関を通じたレセプト請求による申請となります。

※新型コロナウイルス感染症患者の自己負担分のお支払いはありません。（新型コロナウイルス感染症の治療に関する医療のみ）

公費負担者番号：28460608（法別番号「28」、県内共通の8桁）

受給者番号：9999996（全ての患者同一の7桁）

なお、すでに自己負担分を支払い済みの場合は、県による償還払いを行いますので以下の必要書類を電子メール又は郵送により提出してください。

1. [Word 申請書 \(WORD : 17KB\)](#)
2. 宿泊施設に入所していた又は自宅待機していたことが分かる証明書の写し（宿泊療養証明書、就業制限通知書等）
3. 診療代に係る領収書等の写し（費用が分かるもの）
4. 診療報酬明細書の写し（診療内容等が分かるもの）
5. 通帳の写し等（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義が分かるもの）

提出先

〒890-8577
鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県くらし保健福祉部新型コロナウイルス感染症療養調整課事業推進係あて
(メールアドレス)
corona-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp

よくあるご質問

現在よくある質問は作成されていません。

このページに関するお問い合わせ

くらし保健福祉部新型コロナウイルス感染症感染防止対策課
電話番号：099-286-3420



鹿児島県 法人番号：8000020460001
〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
代表電話番号：099-286-2111